

令和元年 10月1日より 粗大ごみ処理手数料 が変わります

令和元年 10月1日の消費税率引き上げに伴い、当組合で収集する場合の粗大ごみ処理手数料が改定されます。

住民の皆さまにおかれましては、お住まいの市町村担当課で粗大ごみの収集を申し込む場合には、下記の料金となります。

記

料金区分	改定前	改定後
	令和元年9月30日まで	令和元年10月1日より
縦・横・長さのうち1辺の最大の長さが 120cm 未満 のもの	1個につき 540 円	1個につき 550 円
縦・横・長さのうち1辺の最大の長さが 120cm 以上 のもの	1個につき 1,080 円	1個につき 1,100 円

(税込)

以上